

広島県公安委員会告示26号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年3月26日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
511128	告示の日 (令和8年3月26日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	e無職転生～異世界行ったら本気だす～H2E	株式会社EXCITE 代表取締役 松永 崇 (愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地)	左同
5P18 59	同上	同上	eベルセルク無双2HM4	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明 (愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地)	左同
5P18 48	同上	同上	eライザのアトリエK3	京楽産業、株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中村区中砂町185番地)	左同
510953	同上	同上	e仮面ライダーBLACK-KRAJ3	同上	左同